○国土交通省令第二十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一　入札及び契約に関すること。

第七条の次に次の一条を加える。

（適正業務指導官）

第七条の二　総務部に、適正業務指導官一人を置く。

2　適正業務指導官は、国土地理院の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の国土地理院の事務の運営の指導及び改善に関する事務を整理する。

第十一条中「管財課」を「契約課」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「管財課」を「契約課」に改め、第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　入札及び契約に関すること。

第十九条第二項中「測量政策調整官」の下に「及び地理空間情報政策調整官」を加える。

第十九条の三第二項中「地理地殻活動研究センター」の下に「及び地理空間情報政策調整官」を加える。

第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三の次に次の一条を加える。

（地理空間情報政策調整官）

第十九条の四　企画部に、地理空間情報政策調整官一人を置く。

2　地理空間情報政策調整官は、技術に関する事項のうち、地理空間情報に関する政策の企画及び立案並びに渉外に関する事項（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）の総括に関する事務を整理する。

第七十二条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第七十三条第一項中「十五人」を「十四人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十三号中「特定国有財産整備特別会計」を「財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定」に改める。

第二十二条第二項中「特定国有財産整備特別会計」を「財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定」に改める。

第三十二条第二項中「（東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、第三号に掲げるものを除く。）」を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第三十二条の二第一項中「（中国地方整備局及び四国地方整備局を除く。）」を削る。

第三十七条第一項中「、中国地方整備局」を削る。

第三十八条の三第一項中「関東地方整備局」の下に「及び九州地方整備局」を加える。

第四十五条第二項中「事務（」の下に「中部地方整備局、」を加える。

第四十七条の三第一項中「近畿地方整備局」を「中部地方整備局、近畿地方整備局」に改める。

第四十八条第一項中「、四国地方整備局及び九州地方整備局」を「及び四国地方整備局」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（道路計画管理官）

第五十一条の二　関東地方整備局及び近畿地方整備局の道路部に、道路計画管理官一人を置く。

2　道路計画管理官は、命を受けて、直轄国道に係る道路の整備に関する計画に関する事務で重要事項に関するものを整理する。

第五十四条の三第一項中「十四人」を「十六人」に改める。

第五十九条第一項中「関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局の営繕部」を「営繕部（北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）」に改める。

第七十一条第三号中「特定国有財産整備特別会計」を「財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定」に改める。

第百六条中「関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）」を「（中国地方整備局及び四国地方整備局を除く。）」に改める。

第百三十六条第一項中「四百五十二人」を「四百七十四人」に改める。

第百三十六条の三第一項中「八十五人」を「八十人」に改める。

第百三十九条第一項中「百八十八人」を「百九十一人」に改める。

第百四十二条第一項中「四十六人」を「五十人」に改める。

第百四十三条第一項中「四十六人」を「四十七人」に改める。

第百四十四条第一項中「八十五人」を「八十七人」に改める。

第百四十五条第一項中「五十三人」を「五十六人」に改める。

第百四十六条第一項中「三十六人」を「三十七人」に改める。

第百四十七条第一項中「三十人」を「三十一人」に改める。

別表第一区域の欄中

信濃川水系及び姫川水系に属する河川の流域のうち、長野県内の区域

を

信濃川水系（浅間山系に属する河川の流域のうち、長野県内の区域にあっては、上欄第二号ロに掲げるものを除く。）に属する河川の流域のうち、長野県内の区域

に、「上野市」を「伊賀市」に、

一般国道二十九号のうち、鳥取県境から宍粟市波賀町戸倉字坂ノ谷百六十七番二までの区間

を

一般国道二十九号のうち、鳥取県境から宍粟市波賀町戸倉字坂ノ谷百六十七番二までの区間 中国横断自動車道姫路鳥取線のうち、岡山県境から佐用郡佐用町口長谷字申山二百十九番百五十五まで（上欄に掲げる事務のうち、高速自動車国道法（昭二十二年法律第七十九号）第六条に規定する改築に関するものを除く。）

に改める。